資料6－3

札幌市不法投棄案件について

1. 事案の概要

1)不法投棄場所　：　札幌市清田区清田333番地周辺
2)投棄実行者　　：　*”資料6－1　公開･非公開の考え方”に基づき非公開とする*
3)事案概要　　：　投棄実行者は、上記場所に使用済自動車および廃家電等　約615トンを長期間放置
4)経緯＜概略＞
昭和58年12月頃：　投棄実行者は公安委員会の申請･許可を得て、古物商･金属くず商の業務開始

平成12年　9月　：　市のパトロールにより、大量に山積みされている廃棄物を発見。(開始時期は不明)
〃　13年　5月　：　市は立入検査および口頭指導(路上への使用済自動車の積み上げ禁止等)⇒実行者は従わず
〃　18年　6月　：　〃
〃　10月　：　市は**使用済自動車等を”産業廃棄物”と認定**、同11月実行者へ通知
〃　19年　1月　：　市は投棄実行者へ**撤去指導すると共に撤去作業計画書の提出指示**
〃　：　〃　**弁明の機会を付与**　⇒　投棄実行者より回答無し
〃　3月　：　〃　**措置命令を発出**　⇒　投棄実行者は一部の廃棄物を処理したが、その後撤去されず、今後も撤去は期待できない

2. 対象案件としての要件の確認

1)対象物品
(1)～(3)については、**不法投棄等対策支援事業要綱(以下「要綱」とする)の規定に沿っているため対象**
(4)については、以下*より上記要綱における**”処理に伴って生じた廃棄物”と判断し対象とする**

(1)使用済自動車	**44　台**	**当センター支援対象**
(2)　〃　　バス	**3　台**	
(3)解体自動車(車両残さ等を含む)	**74　t**	
(4)廃タイヤ	**3，570　本**	
(5)金属、金属を含む混合物	210 t	産業廃棄物適正処理推進センター(以下「産廃処理センター」とする)
(6)廃プラスチック類	109 t	
(7)廃プリント基板	3 t	
(8)ブラウン管	120　本	
(9)コンクリートガラ	3 t	
(10)廃家電品	テレビ13　台 冷蔵庫　3　台	

＊･札幌市の調査では、投棄実行者は金属くずの売却益を主な収入源としており、売却できない廃タイヤについては、**使用済自動車から解体後に現場に放置されたと推測される**
･投棄実行者の事業開始からの経過期間および処理能力から廃タイヤの発生状況を計算したところ上記廃タイヤ発生量は**”処理に伴って生じた廃棄物”と判断できる**

2)資金出えん要件
要綱に基づく資金出えん要件を満たしており妥当
(1)**生活環境保全上の支障**
投棄現場は、ポントンネ川の周辺であり、放置された自動車からの廃オイル、バッテリー等からの廃液や鉛等による水質汚濁、および土壌汚染が生じるおそれがある
投棄者による適正処理は期待できない状況にあり、今後もおそれが解消される見込みがない

(2)**措置命令の発出**
以下の通り、投棄実行者以外の関与について調査･確認のうえ、投棄実行者に対し措置命令を発出している
①調査･確認
･地権者に対し、文書発信にて賃貸契約状況を確認したが、賃貸契約の存在は確認できなかった
⇒状況確認を受けた地権者は立て看板の設置･内容証明郵便の送付により、実行者に対し廃棄物の撤去･立入禁止を求めている
･投棄されているほとんどすべての廃棄物は投棄実行者が収集したもの
②措置命令の発出
･発出日　　:平成19年　3月　7日　　･履行期限　　:平成19年　5月31日
･被命令者　　:投棄実行者本人(　※　)　　･措置命令の内容　:産業廃棄物の適正処理(撤去)
※:　*”資料6－1　公開･非公開の考え方”に基づき非公開とする*

(3)代執行の意思
本年10月議会に補正予算を計上予定

(4)費用求償の実施
投棄実行者の資力等について、事情聴取および生活状況を調査したところ手持ち資産はほとんどない
ただし代執行実施後、本人所有土地、銀行口座を国税徴収法に規定に基づき差し押さえを予定

(5)札幌市による未然防止対策の実施
･廃棄物撤去後、現場への車両の進入を禁止する仮設柵を設置
･自動車関連業者への監視･指導の強化
･不法投棄･放置車両に対する監視･指導の強化

3. 処理計画の妥当性

自動車リサイクル法および廃棄物処理法に基づいた処理であり妥当

	処理方法	管理方法
①使用済自動車	**自動車リサイクル法に基づいた処理**	**使用済自動車に関する電子マニフェスト**
②解体自動車(車両残さ等を含む) ③廃タイヤ	**廃棄物処理法に基づいた処理** (処理工場で破砕し、有価物は回収、その他は管理型最終処分場で処理)	**産廃マニフェスト**

なお、搬送作業効率化のために林道奥側からも搬出･重機進入ができる仮設道路を整備する

4. 事業費の見積の妥当性

1)対象経費要件
要綱通り、代執行における生活環境保全上の支障の除去に直接必要となる経費であり妥当
①使用済自動車を撤去するために直接必要な仮設工事費、運搬費、借上料等
②撤去後の使用済自動車の再資源化に必要なリサイクル料金等

[協力要請予定額]

”資料6－1　公開･非公開の考え方”に基づき非公開とする

2)見積方法および業者選定方法
札幌市規則に基づく方法で実施しており妥当
･見積方法　　⇒　**処理実績がある業者3社に対し、**現場立ち会いのうえで見積書の提出を受け、その見積およびH19年市発注単価に基づき単価調書を策定し、処理費用を算出
･業者選定方法⇒　**札幌市契約規則に基づき、**適正処理の確保を条件として、入札の手法により業者を選定

3)産廃処理センターとの按分比率について
共通経費については、処理作業量比、具体的には重量比に応じた按分比率としており、産廃処理センターと合意済

	共通経費(仮設道路設置費等)	処理関連経費(撤去･運搬費用等)
当センター	**廃棄物重量比にて按分(182t　35．9%)**	**自動車関連廃棄物の撤去･運搬費**
産廃処理センター	〃(325t　64．1%)	自動車以外の廃棄物の撤去･運搬費

5. その他

1)投棄実行者の訴追状況
札幌市が9月中旬、道警に告発予定(廃棄物処理法　措置命令違反および自動車リサイクル法　解体業無許可営業)

2)マスコミ報道等
平成18年　6月　　:札幌テレビ放送(日本テレビ系列)が不法投棄･不適正保管事案として報道
〃　11月　　:　日本テレビ　〃
平成19年　3月　　:北海道新聞およびテレビ各局が、市が措置命令を発動したことを報道

3)地方公共団体の広報状況
平成19年　6月　　:市長が定例記者会見で法的措置(告発)および行政代執行を示唆